

福岡県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

福岡県後期高齢者医療広域連合職務代理者
福岡県後期高齢者医療広域連合
副広域連合長 三 浦 正

福岡県後期高齢者医療広域連合規則第 2 号

福岡県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例施行規則（平成 21 年規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは同条第 4 項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に、「額」を「額若しくは駐車場等の料金」に改める。

第 12 条中「以下「定期券」という。）の提示」の次に「又は第 22 条の 2 に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出」を加える。

第 19 条第 2 号中「距離対応額を乗じて得た額」の次に「（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあつては、その額に給与条例第 11 条第 4 項第 1 号に定める額を加算した額）」を加え、同条第 3 号中「距離対応額を乗じて得た額」の次に「（駐車場等利用職員にあつては、その額に給与条例第 11 条第 4 項第 1 号に定める額を加算した額）」を加える。

第 22 条の次に次の 3 条を加える。

（駐車場等の要件）

第 22 条の 2 給与条例第 11 条第 4 項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 勤務公署の周辺又はこれに準ずるものとして広域連合長が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
- (2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。
- (3) その利用について職員の配偶者若しくは扶養親族に料金を支払うこととな

る施設又はこれに準ずるものとして広域連合長が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不適當であると広域連合長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、広域連合長が別に定める要件とする。

(駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員)

第22条の3 給与条例第11条第4項の規則で定める職員は、第19条第2号に掲げる職員とする。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第22条の4 給与条例第11条第4項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円)とする。

- (1) 1の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額
- ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額
- イ 駐車場等の料金を定める期間(月又は年によって定めた期間に限る。)が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
- ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 広域連合長が定める額
- (2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

第25条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に、「額」を「額若しくは駐車場等の料金」に改める。

別表第1中

「

片道60キロメートル以上	38,700円
--------------	---------

」

「

片道60キロメートル以上65キロメートル未満	38,700円
片道65キロメートル以上70キロメートル未満	42,200円
片道70キロメートル以上75キロメートル未満	45,700円
片道75キロメートル以上80キロメートル未満	49,200円
片道80キロメートル以上85キロメートル未満	52,700円
片道85キロメートル以上90キロメートル未満	56,200円

に改める

片道90キロメートル以上95キロメートル未満	59,600円
片道95キロメートル以上100キロメートル未満	63,000円
片道100キロメートル以上	66,400円

」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(施行日前から駐車場等を利用している職員の届出)

2 この規則の施行日前から駐車場等を利用している職員であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において第19条第2号規定の駐車場等利用職員たる要件を具備するに至った者は、この規則による改正後の福岡県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例施行規則の規定の例により、その実情を届け出なければならない。